

## 令和7年第1回五霞町議会定例会会議録

令和7年3月17日（月曜日）午前10時開議

### 議事日程（第3号）

第1 諸般の報告

第2 議案第2号 五霞町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議案第3号 五霞町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

議案第4号 五霞町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

議案第5号 五霞町会計年度任用職員の給与、費用弁償、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例

議案第6号 五霞町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第7号 五霞町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例

議案第8号 五霞町公告式条例の一部を改正する条例

議案第9号 五霞町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

議案第10号 五霞町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の一部を改正する条例

議案第11号 道の駅「ごか」の指定管理者の指定について

議案第12号 令和6年度五霞町一般会計補正予算（第7号）

議案第13号 令和6年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

議案第14号 令和6年度五霞町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議案第15号 令和6年度五霞町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第16号 令和6年度五霞町水道事業会計補正予算（第4号）

議案第17号 令和6年度五霞町公共下水道事業会計補正予算（第3号）

議案第18号 令和6年度五霞町農業集落排水事業会計補正予算（第3号）

議案第19号 令和7年度五霞町一般会計予算

議案第20号 令和7年度五霞町国民健康保険特別会計予算

議案第21号 令和7年度五霞町後期高齢者医療特別会計予算

議案第22号 令和7年度五霞町介護保険事業特別会計予算

議案第23号 令和7年度五霞町水道事業会計予算

議案第24号 令和7年度五霞町公共下水道事業会計予算

議案第25号 令和7年度五霞町農業集落排水事業会計予算

---

出席議員（10名）

1番	猿橋正男君	2番	小野寺宗一郎君
3番	黛丈夫君	4番	山本芳秀君
5番	植竹美智雄君	6番	新井庫君
7番	伊藤正子君	8番	宇野進一君
9番	鈴木喜一郎君	10番	樋下周一郎君

欠席議員（0名）

なし

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	知久清志君	副町長	土信田法男君
教育長	森田恵美子君	総務課長	鳩貝浩之君
まちづくり戦略課長	古郡健司君	会計管理者兼町民税務課長	山下仁司君
健康福祉課長	荒井富美子君	生活安全課長	曾根正明君
都市建設課長	大橋勝君	産業課長兼農業委員会事務局長	笈沼光行君
上下水道課長	園田和則君	教育次長	山田浩君

---

写真撮影のため入場を許可した者

まちづくり戦略課主任 山藤圭悟君

---

事務局職員出席者

書記	青柳勝	書記	高島悠仁
		書記	伊藤弘美



開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（樋下周一郎君）皆さん、おはようございます。  
本日の会議を開きます。

---

◎会議成立の宣言

○議長（樋下周一郎君）ただいまの出席議員は、全員出席の10名で、会議は成立いたします。

---

◎諸般の報告

○議長（樋下周一郎君）日程第1、諸般の報告を行います。  
地方自治法第121条の規定による本日の議案説明員等は、御手元に配付いたしました資料のとおりです。

---

◎諸般の報告

○議長（樋下周一郎君）傍聴の皆様をお願いを申し上げます。  
本日の本会議は、役場庁舎内映像配信を行うとともに、後日、町ホームページを通じて録画映像の配信も行いますので、御理解、御協力をお願いいたします。なお、傍聴席が映像範囲に入ることもございますので、あらかじめ御承諾をお願いいたします。  
また、携帯電話をお持ちの方、マナーモードへの切替えをお願いいたします。  
以上で、諸般の報告を終わります。

---

◎委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（樋下周一郎君）続きまして日程第2、それぞれ所管の委員会へ付託いたしました議案について、各委員長から審査の経過と結果の報告を求めます。

最初に、総務文教委員会委員長の報告を求めます。

新井総務文教委員長。

〔総務文教委員長 新井 庫君 登壇〕

○総務文教委員長（新井 庫君）おはようございます。6番議員の新井です。

総務文教委員会の審査報告を申し上げます。

去る3月4日の本会議において総務文教委員会へ付託されました議案の審査経過と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月5日午後1時30分から、議案説明員として執行部から町長、副町長、教育長、担当課長等の出席を求め、委員5名出席のもと開催いたしました。

当委員会へ付託されました案件は、議案第2号から議案第10号の条例の一部改正に関する件、議案第12号から議案第15号の一般会計及び特別会計に係る所管の補正予算に関する件、合計で13件の付託案件の審査を実施いたしました。

審査の経過について申し上げます。

議案第2号から議案第10号の条例の一部改正においては、趣旨や効果等について執行部より説明を受け、その後、質疑、審査を実施いたしました。

続きまして、議案第12号から議案第15号の一般会計及び各特別会計に係る補正予算の審査では、補正予算計上の必要性、積算根拠及び取組内容に関し説明を受け、その後、質疑、審査を実施いたしました。

審査の結果につきましては、当委員会へ付託されました13件全て、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、当委員会へ付託されました議案の審査経過と結果でございます。

どうか議員の皆様には、当委員会の決定どおり御賛同いただきますようお願い申し上げます、報告といたします。

以上でございます

○議長（樋下周一郎君）続いて、経済建設委員会委員長の報告を求めます。

鈴木経済建設委員長。

〔経済建設委員長 鈴木喜一郎君 登壇〕

○経済建設委員長（鈴木喜一郎君）おはようございます。9番議員の鈴木です。

経済建設委員会の審査報告を申し上げます。

去る3月4日の本会議において、当委員会へ付託されました議案審査の経過と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月5日、午前10時から、議案説明員として執行部から町長、副町長、担当課長等の出席を求め、委員5名出席のもと開催いたしました。

当委員会へ付託された案件は、議案第11号の指定管理者の指定に関する件、また、議案第12号、議案第16号から議案第18号の一般会計及び各公営企業会計に係る所管の補正予算に関する件、合計5件の付託案件の審査を実施いたしました。

審査の経過について申し上げます。

まず、議案第11号の指定管理者の指定に関する件では、趣旨や指定に関する効果などの説明を受け、審査を実施いたしました。

続きまして、議案第12号、議案第16号から議案第18号の一般会計及び各公営企業会計に係る補正予算の審査では、補正予算計上の必要性や内容に関し説明を受け、その後、質疑を行い、審査を実施いたしました。

審査の結果につきましては、当委員会へ付託されました5件全て、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上が、当委員会へ付託されました議案の審査経過と結果でございます。

どうか議員の皆様には、当委員会の決定どおり御賛同いただきますようお願い申し上げます、報告といたします。

以上です。

○議長（樋下周一郎君）続いて、予算特別委員会委員長より報告願います。

予算特別委員会委員長。

〔予算特別委員長 宇野進一君 登壇〕

○予算特別委員長（宇野進一君）皆さん、おはようございます。8番議員の宇野です。

予算特別委員会の審査報告を申し上げます。

去る3月4日の本会議において、予算特別委員会へ付託されました議案審査の経過と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月7日、10日、12日の3日間、7日は議長出席のもと、委員9名、10日は委員9名、12日は委員8名の出席のもと、議案説明員として執行部から町長、副町長、教育長、担当課長等の出席を求め開催いたしました。

当委員会へ付託されました案件は、議案第19号から議案第25号までの一般会計及び特別会計並びに公営企業会計の令和7年度予算に関する件、合計7件の付託案件の審査を実施いたしました。

審査は、令和7年度予算書、予算案の概要、主なる施策の事業概要説明に基づき、予算計上の必要性、積算根拠及び取組内容などを各担当課長等から説明を受け、その後、質疑、審査を実施しました。

審査の結果につきましては、当委員会へ付託されました7件全て、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、令和7年度予算の執行に際しましては、歳入面では、町税の確実な賦課徴収、また、ふるさと応援寄附金、企業版ふるさと納税などの税外収入の確保、さらに、新規開発地事業などを推進し、今後の安定的な財源の確保に取り組んでいただきたいと思います。歳出面では、

常にコスト意識を持ち、真に必要な事業へ選択と集中を図り、住民サービスの低下を招くことなく、限られた予算の有効活用に取り組んでいただきたいと存じます。

以上が、当委員会へ付託されました議案の審査の経過と結果でございます。

どうか、議員各位には、当委員会の決定どおり御賛同くださるよう、よろしくお願い申し上げます、報告といたします。

以上です。

○議長（樋下周一郎君）以上で、各委員会委員長の報告が終わりました。

これより報告に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

それでは、これより付託案件の採決を行います。

議案第2号 五霞町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第2号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第2号 五霞町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第3号 五霞町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第3号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第3号 五霞町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第4号 五霞町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第4号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第4号 五霞町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第5号 五霞町会計年度任用職員の給与、費用弁償、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第5号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第5号 五霞町会計年度任用職員の給与、費用弁償、勤務条件等に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第6号 五霞町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第6号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第6号 五霞町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第7号 五霞町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第7号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第7号 五霞町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第8号 五霞町公告式条例の一部を改正する条例を採決いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第8号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第8号 五霞町公告式条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第9号 五霞町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第9号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第9号 五霞町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第10号 五霞町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第10号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第10号 五霞町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第11号 道の駅ごかの指定管理者の指定についてを採決いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第11号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第11号 道の駅ごかの指定管理者の指定については、委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。

議案第12号 令和6年度五霞町一般会計補正予算（第7号）、議案第13号 令和6年度五霞町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、議案第14号 令和6年度五霞町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、議案第15号 令和6年度五霞町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、議案第16号 令和6年度五霞町水道事業会計補正予算（第4号）、議案第17号 令和6年度五霞町公共下水道事業会計補正予算（第3号）、議案第18号 令和6年度五霞町農業集落排水事業会計補正予算（第3号）は、各会計補正予算で関連しておりますので、一括して採決したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第12号から議案第18号を一括して採決することに決しました。

これより一括して討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

議案第12号から議案第18号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第12号から議案第18号の令和6年度各会計補正予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。

議案第19号 令和7年度五霞町一般会計予算、議案第20号 令和7年度五霞町国民健康保険特別会計予算、議案第21号 令和7年度五霞町後期高齢者医療特別会計予算、議案第22号 令和7年度五霞町介護保険事業特別会計予算、議案第23号 令和7年度五霞町水道事業会計予算、議案第24号 令和7年度五霞町公共下水道事業会計予算、議案第25号 令和7年度五霞町農業集落排水事業会計予算は、一括して討論を行い、議案ごとに採決いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）御異議なしと認めます。

よって、議案第19号から議案第25号までは一括して討論を行い、議案ごとに採決することに決しました。

ここで、議案第19号から議案第25号までを一括して討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（樋下周一郎君）討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。

初めに、議案第19号 令和7年度五霞町一般会計予算を採決いたします。

議案第19号は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第19号 令和7年度五霞町一般会計予算は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第20号 令和7年度五霞町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

議案第20号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第20号 令和7年度五霞町国民健康保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、議案第21号 令和7年度五霞町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

議案第21号は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第21号 令和7年度五霞町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、議案第22号 令和7年度五霞町介護保険事業特別会計予算を採決いたします。

議案第 22 号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。  
〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 22 号 令和 7 年度五霞町介護保険事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 23 号 令和 7 年度五霞町水道事業会計予算を採決いたします。

議案第 23 号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 23 号 令和 7 年度五霞町水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

続いて、議案第 24 号 令和 7 年度五霞町公共下水道事業会計予算を採決いたします。

議案第 24 号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって議案第 24 号 令和 7 年度五霞町公共下水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

続いて議案第 25 号 令和 7 年度五霞町農業集落排水事業会計予算を採決いたします。

議案第 25 号は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（樋下周一郎君）起立全員です。

着席願います。

よって、議案第 25 号 令和 7 年度五霞町農業集落排水事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付された議案は全て終了いたしました。

---

#### ◎議長挨拶

○議長（樋下周一郎君）令和 7 年第 1 回五霞町議会定例会の閉会に当たり、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

本定例会は、14 日間の会期で開催されました。議案として、専決処分承認、人事案件、条例の一部改正、指定管理者の指定、各会計補正予算が提出され、また、令和 7 年度予算につきましては、予算特別委員会を設置しての審査を行ってまいりました。

議員各位の慎重なる審議のもと、本日、全議案を議了し、閉会の運びとなりました。ここに厚く御礼を申し上げます。

執行部におかれましては、本定例会において各議員から出されました意見、要望等について十分御検討いただき、必要に応じて議会への報告をお願い申し上げます。

本定例会会期中における執行部の皆様方の丁寧な議案説明、質疑に対する答弁に対し、厚く御礼を申し上げます。

簡単でございますが、閉会の挨拶といたします。

---

#### ◎町長挨拶

○議長（樋下周一郎君）ここで、町長の挨拶をお願いします。

町長。

○町長（知久清志君）令和7年第1回五霞町議会定例会閉会に当たりまして、お礼の挨拶をさせていただきます。

3月4日から本日まで14日間にわたって開催されました。本定例会に、執行部からは27件の議案等を提出させていただきました。

各常任委員会並びに予算特別委員会において慎重なる御審議をいただき、ただいま各議案とも原案のとおり御承認賜りましたことに対し、厚くお礼申し上げます。

議会中に議員から賜りました御指摘、御意見、御要望等につきましては、しっかりと検討し適切な対応をまいります。

簡単ではございますが、閉会の挨拶させていただきます。

ありがとうございました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（樋下周一郎君）以上をもちまして、令和7年第1回五霞町議会定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

閉会 午前10時29分